

# 各種統計の現状

平成29年6月2日

## 統計調査とは

### ○統計法（平成十九年五月二十三日法律第五十三号）における定義

（定義）

#### 第二条（略）

5 この法律において「統計調査」とは、行政機関等が統計の作成を目的として個人又は法人その他の団体に対し事実の報告を求めることにより行う調査をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 行政機関等がその内部において行うもの
- 二 この法律及びこれに基づく命令以外の法律又は政令において、行政機関等に対し、報告を求めることが規定されているもの
- 三 政令で定める行政機関等が政令で定める事務に関して行うもの

### ○逐条解説統計法（総務省政策統括官（統計基準担当）編、平成21年）における定義

「統計調査」は、一般的に「統計を作成するために行われる調査」（吉岡一郎ほか編「法律用語辞典【第八次改訂版】」（学用書房、平成13年）561頁）の意味で、社会で広く用いられており、既に各種の法令においても定義を設けずに用いられている。しかし、新法の「統計調査」については、総務大臣への申請や届出が求められるなど、特別の効果が発生する。そこで、新法で定める規律の対照となる範囲を明確にするため、本項において「統計調査」の定義規定を置くこととした。

#### （参考）総務省広報資料における記載（【出典】日本の未来をつくる「統計」）

統計調査は、統計の作成を目的として、個人や法人などに対し事実の報告を求める調査です。国が行う統計調査は、「基幹統計」を作成するために行われる「基幹統計調査」と、それ以外の「一般統計調査」とに分けられます。

国が行う統計調査については、調査間の重複を排除して被調査者の負担を軽減し、公的統計を体系的に整備する観点から、総務大臣が統計調査の審査・調整を行っており、あらかじめ総務大臣の承認を受けることになっています。

## 主要な統計(基幹統計:56統計)の体系 (統計分野別)

人口・世帯	労働・賃金	農林水産業	鉱工業	商業・サービス業
国勢統計	労働力統計	農業經營統計	薬事工業生産動態統計	商業統計
人口推計（※1）	就業構造基本統計	農林業構造統計	工業統計	商業動態統計
人口動態統計	民間給与実態統計	漁業構造統計	経済産業省生産動態統計	特定サービス産業実態統計
生命表（※1）	毎月勤労統計	作物統計	造船造機統計	石油製品需給動態統計
国民生活基礎統計	賃金構造基本統計	海面漁業生産統計	鉄道車両等生産動態統計	
	船員労働統計	木材統計	鉱工業指数（※1）	
		牛乳乳製品統計		
企業・家計・経済	住宅・土地・建設	エネルギー・水	運輸・観光	情報通信・科学技術
国民経済計算（※1）	住宅・土地統計	経済産業省特定業種石油等消費統計	港湾統計	科学技術研究統計
個人企業経済統計	建築着工統計	ガス事業生産動態統計	自動車輸送統計	
経済構造統計（※2）	建設工事統計		内航船舶輸送統計	
家計統計	法人土地・建物基本統計			
全国消費実態統計				
小売物価統計				
産業連関表（※1）				
法人企業統計				
経済産業省企業活動基本統計				
教育・文化・スポーツ・生活	行財政	社会保障・衛生		
社会生活基本統計	地方公務員給与実態統計	学校保健統計		
学校基本統計		医療施設統計		
学校教員統計		患者統計		
社会教育統計		社会保障費用統計（※1）		

(※1) 国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計、鉱工業指数及び人口推計は、他の統計を加工することによって作成される「加工統計」であり、他の統計は統計調査によって作成される。

(※2) 基幹統計である「経済構造統計」を作成するための統計調査を経済センサスという。

## 主要な統計(基幹統計:56統計)の体系 (作成機関別)

内閣府	財務省	国税庁	文部科学省	厚生労働省
国民経済計算（※1）	法人企業統計	民間給与実態統計	学校基本調査 学校保健統計 学校教員統計 社会教育調査	人口動態統計 毎月勤労統計 薬事工業生産動態統計 医療施設統計 患者統計 賃金構造基本統計 国民生活基礎統計 生命表（※1） 社会保障費用統計（※1）
農林水産省	経済産業省	国土交通省	総務省	
農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計 海面漁業生産統計 漁業構造統計 木材統計 農業経営統計	工業統計 経済産業省生産動態統計 商業統計 ガス事業生産動態統計 石油製品需給動態統計 商業動態統計 特定サービス産業実態統計 経済産業省特定業種石油等消費統計 経済産業省企業活動基本統計 鉱工業指数（※1）	港湾統計 造船造機統計 建築着工統計 鉄道車両等生産動態統計 建設工事統計 船員労働統計 自動車輸送統計 内航船舶輸送統計 法人土地・建物基本統計	国勢統計 住宅・土地統計 労働力統計 小売物価統計 家計統計 個人企業経済統計 科学技術研究統計 地方公務員給与実態統計 就業構造基本統計	全国消費実態統計 社会生活基本統計 経済構造統計（※2） 産業連関表（※1、3） 人口推計（※1）

（※1）国民経済計算、産業連関表、生命表、社会保障費用統計、鉱工業指数及び人口推計は、他の統計を加工することによって作成される「加工統計」であり、その他の統計は統計調査によって作成される。

（※2）「経済構造統計」を作成するための統計調査が経済センサスであり、このうち、経済センサス-基礎調査は総務省、経済センサス-活動調査は総務省及び経済産業省において実施

（※3）産業連関表は、総務省の外、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省も作成者となっている。

## 「基幹統計」について

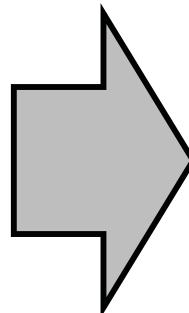
### ○新統計法（平成19年統計法）の目的

この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。（新統計法第1条）

### ○新旧統計法における統計区分

#### 旧統計法（昭和22年法律第18号）等

- 指定統計…政府若しくは地方公共団体が作成する統計又はその他のものに委託して作成する統計であつて総務大臣が指定し、その旨を公示した統計（旧法第2条）
- 指定統計調査…指定統計を作成するための調査（旧法第3条）
- 承認統計調査（統計報告の収集）…行政機関（略）が、直接又は地方公共団体の機関を通じ（略）、報告様式を示して提出を求める一定の時点又は期間についての報告で、その結果の全部又は一部が統計を作成するために用いられるもの（統計報告調整法第3条）
- 届出統計調査…指定統計調査以外の統計調査（旧法第8条）



#### 新統計法（平成19年法律第53号）

- 基幹統計…下記いずれかに該当する統計
  - ・国勢統計
  - ・国民経済計算
  - ・行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、（略）総務大臣が指定するもの（新法第2条第4項）
- 基幹統計調査…基幹統計の作成を目的とする統計調査（新法第2条第6項）
- 一般統計調査…行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外のもの（新法第2条第7項）
- 届出統計調査…地方公共団体（略）の長その他の執行機関・独立行政法人等（略）が行う統計調査であつて、あらかじめ総務大臣に届け出たもの（新法第24条、第25条）

## 統計法における調査結果の正確性確保のための規定

### ○基幹統計調査における特別な規定

#### ・報告義務

基幹統計調査に対する正確な報告を法的に確保するため、基幹統計調査の報告（回答）を求められた者が、報告を拒んだり虚偽の報告をしたりすることを禁止し（第13条）、これらに違反した者に対して、50万円以下の罰金を規定（第61条）。

#### ・かたり調査の禁止

被調査者の情報を保護するとともに、公的統計制度に対する公共の信用を確保するため、基幹統計調査について、その調査と紛らわしい表示や説明をして情報を得る行為を禁止し（第17条）、これに違反した者に対して、未遂も含めて2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を規定（第57条）。

#### ・地方公共団体による事務の実施

基幹統計調査は、全数調査や大規模な標本調査として行われるなど、被調査者の数が非常に多いことが少なくなく、国の担当職員だけで、限られた期間内に調査を円滑に終えることは困難。そこで、調査を円滑かつ効率的に実施するため、調査事務の一部を法定受託事務として、地方公共団体が行うことが可能（第16条）。地方公共団体が行う事務の具体的な内容は、個々の基幹統計調査ごとに、政令（国勢調査令、人口動態調査令及び統計法施行令）で規定。

### ○統計基準の設定

公的統計の統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として、総務大臣が日本標準産業分類などの「統計基準」を設定（第28条）。

### ○被調査者の秘密の保護

調査票情報等の取扱いに従事する国の行政機関の職員や統計調査事務の受託者等には、業務に関して知り得た被調査者の秘密を漏らしてはならないという守秘義務があり（第41条、第43条）、これに違反した者に対して、未遂も含めて2年以下の懲役又は100万円以下の罰金を規定（第57条）。

# 統計法に基づく各種統計の位置づけ

## 各種調査等(公的・私的)

### 統計(公的)

#### 経済関係

商業統計  
経済構造統計  
家計統計  
全国消費実態統計  
国民経済計算(※2)  
産業連関表(※2) 等

#### その他

国勢統計  
学校基本統計  
人口動態統計 等

#### 一般統計調査(233調査)(※3)

国の行政機関が行う統計調査のうち基幹統計調査以外

家計消費状況調査  
農業構造動態調査 等

社会福祉施設等調査  
宗教統計調査 等

(※1)基幹統計調査としては51種類

(※2)他の統計を加工することによって作成される「加工統計」

(※3)平成29年3月末時点

## 都道府県ごとの消費状況に関する統計

### 1 マクロの経済活動状況を把握できる統計

- (1) 国民経済計算
- (2) 産業連関表



中間投入、最終消費等を把握する統計  
(「加工統計」として作成される)

※県民経済計算及び各都道府県作成の産業連関表は、各都道府県が自治事務として作成

### 2 供給者(売上げ)側の統計

- (1) 経済センサス-活動調査
- (2) 商業統計調査



消費活動を供給事業者側から把握する統計  
地方消費税の清算基準に使用している

### 3 需要者(消費者)側の統計

- (1) 家計調査
- (2) 全国消費実態調査
- (3) 家計消費状況調査



家計側から消費の実態を把握する統計  
サンプル調査により作成

## 国民経済計算（GDP統計）の概要

項目	内容
1. 作成主体	内閣府
2. 目的	国連で採択された国際基準（最新のものは2008SNA）に基づき、一国全体のマクロの経済状況を生産、分配、支出、資本蓄積といったフロ一面や資産、負債といったストック面から体系的に明らかにすること。
3. 内容	<p>国民経済計算は「国民経済計算年次推計」、「四半期別GDP速報」、の大きく2つからなっている。</p> <p>(1) 「国民経済計算年次推計」</p> <p>「国民経済計算年次推計」は、生産・分配・支出・資本蓄積といったフロ一面や、資産・負債といったストック面も含めて、年に1回作成・公表している。なお、約5年に一度、「産業連関表」等の基礎統計の反映等により過去の計数を再推計する基準改定を行っている（現在は、平成23年基準・2008SNA準拠）。</p> <p>(2) 「四半期別GDP速報」</p> <p>速報性を重視し、国民経済計算のうち、家計最終消費支出を含む支出側のGDPや雇用者報酬等について四半期ごとに作成・公表を行っている。</p>
4. 作成頻度	<p>(1) 「国民経済計算年次推計」：毎年1回作成</p> <p>(2) 「四半期別GDP速報」：当該四半期終了の約1ヶ月半後（一次速報） 当該四半期終了の約2ヶ月10日後（二次速報）</p>
5. 備考	<p>[法的根拠等]</p> <p>(1) 「国民経済計算年次推計」：統計法による基幹統計「国民経済統計」として「国民経済計算の作成基準」に基づき作成。</p> <p>(2) 「四半期GDP速報」：同上</p>

## 県民経済計算の概要

項目	内容
1. 作成主体	各都道府県
2. 目的	都道府県民経済の循環構造を、生産、分配、支出の3面にわたり記録することにより県民経済の実態を包括的に明らかにし、総合的な県経済指標として政策運営に資するとともに、家計・企業の意思決定の基礎を提供すること。
3. 対象	各都道府県
4. 作成基準	内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」（※）に基づいて各都道府県が作成する。 (※) 現在は、平成17年基準版が最新の標準方式
5. 周期	毎年
6. 備考	[法的根拠] 統計法による基幹統計「国民経済計算」の趣旨に即し、各都道府県が自治事務として作成・公表し、内閣府に回答しているもの。法的な作成義務等は存在しない。

## 内閣府による県民経済計算推計結果のとりまとめ

項目	内容
1. 作成主体	内閣府（内閣府が各都道府県の県民経済計算推計結果をとりまとめて、県民経済計算年報等として公表している）
2. 公表時期	平成29年5月26日（平成26年度県民経済計算）
（参考） 第1回	昭和30年度県民経済計算
3. 時期公表予定	平成30年6月頃（平成27年度県民経済計算）

## 県民経済計算の活用例(各都道府県別データの活用)

都道府県名	産出額 (生産者価格表示)	中間投入	県内総生産 (生産者価格表示)
			<①-②>
1 北海道	32,874,994	14,606,201	18,268,793
2 青森県	7,462,038	3,050,524	4,411,514
3 岩手県	8,686,305	4,170,127	4,516,178
4 宮城県	16,477,832	7,661,186	8,816,646
5 秋田県	5,895,877	2,418,534	3,477,343
6 山形県	7,266,016	3,435,642	3,830,374
7 福島県	13,983,446	6,808,829	7,174,617
8 茨城県	24,231,327	12,720,067	11,511,260
9 栃木県	16,738,421	8,506,193	8,232,227
10 群馬県	16,055,334	8,230,384	7,824,950
11 埼玉県	38,473,601	17,795,407	20,678,194
12 千葉県	39,806,986	19,995,782	19,811,204
13 東京都	161,891,960	68,763,692	93,128,268
14 神奈川県	56,956,958	26,738,417	30,218,541
15 新潟県	16,088,321	7,254,753	8,833,568
16 富山県	8,407,305	4,050,724	4,356,581
17 石川県	8,181,177	3,636,289	4,544,888
18 福井県	5,786,639	2,659,562	3,127,077
19 山梨県	5,793,556	2,663,699	3,129,857
20 長野県	14,049,704	6,297,500	7,752,205
21 岐阜県	13,457,652	6,337,890	7,119,761
22 静岡県	32,143,903	16,267,594	15,876,309
23 愛知県	77,351,949	41,904,426	35,447,523
24 三重県	18,855,336	11,166,456	7,688,880
25 滋賀県	12,030,020	6,061,925	5,968,096
26 京都府	16,755,972	6,930,577	9,825,395
27 大阪府	66,554,328	29,239,352	37,314,976
28 兵庫県	36,481,421	17,248,882	19,232,538
29 奈良県	6,291,957	2,771,339	3,520,619
30 和歌山県	7,617,089	4,033,777	3,583,311
31 鳥取県	3,127,415	1,359,846	1,767,569
32 島根県	4,206,494	1,855,695	2,350,799
33 岡山県	16,131,627	8,858,194	7,273,433
34 広島県	21,809,636	10,966,760	10,842,876
35 山口県	13,305,259	7,526,342	5,778,917
36 徳島県	5,213,070	2,275,980	2,937,090
37 香川県	7,156,961	3,509,958	3,647,003
38 愛媛県	10,042,807	5,266,136	4,776,672
39 高知県	3,931,100	1,668,431	2,262,669
40 福岡県	33,785,062	15,595,154	18,189,907
41 佐賀県	5,022,960	2,341,831	2,681,129
42 長崎県	7,815,859	3,422,858	4,393,001
43 熊本県	9,879,340	4,312,964	5,566,376
44 大分県	9,625,852	5,443,685	4,182,168
45 宮崎県	6,470,878	2,864,921	3,605,957
46 鹿児島県	9,425,655	4,139,069	5,286,586
47 沖縄県	6,620,233	2,738,430	3,881,803
全県計	966,217,632	457,571,984	508,645,648

### 【図】

平成25年度県民経済計算 県内総生産(名目)ほかを抜粋  
単位:百万円

この他にも各都道府県が作成した県民経済計算に基づき、次のような都道府県別データが利用されている。

### (例)

県内総生産(名目、生産側、支出側)

県内純生産

1人当たり県民所得

1人当たり県民雇用者報酬

【出典】内閣府経済社会総合研究所HP公表資料より自治税務局作成

## 県民経済計算の特長・課題

### 1 県民経済計算の特長(統計からわざること)

各都道府県という行政区域における経済活動の実態を、総合的に把握することができる。

- ① 各都道府県経済の規模や経済成長率を計測することにより、各都道府県経済の動向を知ることができる。
- ② 各都道府県の産業の構造や推移を知ることができる。
- ③ 付加価値の分配の状況や所得水準を知ることができます。
- ④ 消費、投資、移出等の需要の構成や推移を知ることができます。
- ⑤ 制度部門間の所得の移転関係を捉えることにより、所得の再配分の状況を知ることができます。
- ⑥ 制度部門別に消費や投資の状況を知ることができます。
- ⑦ 全国との比較及び都道府県間の比較により、各都道府県経済の位置付けを知ることができます。

【出典】内閣府経済社会総合研究所「県民経済計算標準方式」を参照

### 2 県民経済計算の課題

各都道府県の基礎資料の整備状況、推計の発展段階により、推計方法が必ずしも全都道府県同一でないこと。

【出典】内閣府HP参照

## 産業連関表（基幹統計）の概要

項目	内容
1. 作成機関	総務省、内閣府、金融庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省（10府省庁の共同作業）
2. 目的	作成対象年次における我が国の経済構造を総体的に明らかにするとともに、経済波及効果分析や各種経済指標の基準改定を行うための基礎資料を提供すること。
3. 作成基準	平成23年（2011年）産業連関表作成基本要綱（※） 平成27年（2015年）産業連関表作成基本要綱（※）に基づいて作成される。  （※）産業連関部局会議（産業連関表の作成方針及び基本要綱等を決定する府省庁横断的な意思決定を行う会議）において決定されている要綱
4. 公表周期	5年（原則として、西暦の末尾が0及び5の年が対象年）
5. 公表時期	平成27年（2015年）6月16日（平成23年産業連関表）
（参考） 第1回	昭和30年（1955年）公表（昭和26年を対象年次とするもの。）
6. 次期公表予定	平成32年（2020年）予定
7. 備考	[法的根拠] 産業連関表が統計法上の「基幹統計」であることから、同法第26条の規定に基づき、作成方法をあらかじめ総務大臣に通知することとされており、作成機関である各府省庁は、平成25年6月、基本要綱で取りまとめた作成方法の骨格部分を通知している。

## 産業連関表のしくみ

一定期間(通常1年間)において、財・サービスが各産業部門間でどのように生産され、販売されたかについて、行列(マトリックス)の形で一覧表にとりまとめたもの。

産業連関表の仕組みを利用して、ある産業に新たな需要が発生した場合にどういう形で生産が波及していくのかを計算することが可能となる。

需要部門 (買い手)		中間需要							最終需要				輸入 (控除) C	国内生産額 D															
		1 耕種農業	2 畜産	3	...	...	... 生産される 財・サービス	計 A	消費	固定資本形成	在庫	輸出	計 B																
供給部門 (売り手)	中間投入 1 耕種農業 2 畜産 3 . . . . 供給される 財・サービス	生産物の販売先構成(産出の配分)																											
		(中間需要)											(最終需要)																
		(内生部門)											(外生部門)																
粗付加価値	国内生産額 G	(外生部門)																											
<b>需要部門</b> 国内生産額 D = 中間需要 A + 最終需要 B - 輸入 C																													
<b>供給部門</b> 国内生産額 G = 中間投入 E + 粗付加価値 F																													
① D = G = (A+B-C) = (E+F) ② (B-C) = F ③ A = E																													

## (参考)各都道府県における産業連関表の作成状況

国	最新	13部門表	37部門表	108部門表	190部門表
北海道	H23	○	33部門	104部門	
青森	H23	15部門	40部門	○	
岩手	H23	○	36部門	103部門	189部門
宮城	H23	○	○	110部門	
秋田	H17	15部門	36部門	102部門	
山形	H23	○	39部門	○	
福島	H23	○	39部門	107部門	
茨城	H23	○	○	○	○
栃木	H23	○	○	103部門	
群馬	H23	○	○	○	
埼玉	H23	○	○	○	○
千葉	H23	○	○	○	
東京	H23	14部門	38部門	109部門	191部門
神奈川	H23	○	○	○	○
新潟	H23	○	○	○	178部門
富山	H23	○	○	○	○
石川	H23	○	○	○	○
福井	H23		○	104部門	
山梨	H23	○	○	○	○
長野	H23	○	○	109部門	○
岐阜	H23	○	○	○	○
静岡	H23		○	109部門	○
愛知	H23	○	43部門	110部門	188部門
三重	H23	○	39部門	107部門	188部門
滋賀	H23	○	○	○	
京都	H23	○	○	105部門	180部門
大阪	H23	○		○	○
兵庫	H23		39部門	107部門	188部門
奈良	H23	○	○	○	
和歌山	H23	○	○	○	○
鳥取	H23	○	39部門	108部門	
島根	H23	○	39部門	98部門	
岡山	H23	○	○	○	
広島	H23	○	45部門	○	
山口	H23	○	○	○	
徳島	H23	○	○	○	
香川	H23	○	○	○	
愛媛	H23	○	39部門	105部門	178部門
高知	H23	16部門	40部門	○	
福岡	H23	○	39部門	107部門	
佐賀	H23		○	○	
長崎	H23	○	40部門	○	
熊本	H23	○	○	104部門	
大分	H23	15部門	36部門	104部門	
宮崎	H23	15部門	40部門	○	
鹿児島	H23	15部門	39部門	106部門	
沖縄	H23	14部門	35部門		
作成団体数(合計)	44	47	46	20	

【平成29年5月時点の各県における産業連関表の作成状況】

※ 図中の○は、国の各部門表の部門数と同一な部門表を作成していることを表す。  
空欄箇所は、未作成の部門表を表す。

地方消費税の清算基準に関する研究会(平成19年度)の報告書によれば、当時の104部門表(現在の108部門表に相当)の産業連関表を作成していたのは、29団体であったが、現在では、46団体が作成し、公表している。

一方、国の190部門表に相当する部門表を作成している都道府県は、20団体となっている。

### 【補足】

各都道府県において、産業連関表を作成する法的義務等は存在しない。

国の産業連関表に係る「産業連関表作成基本要綱等」を参考にしながら、各都道府県が自主的に作成しているもの。

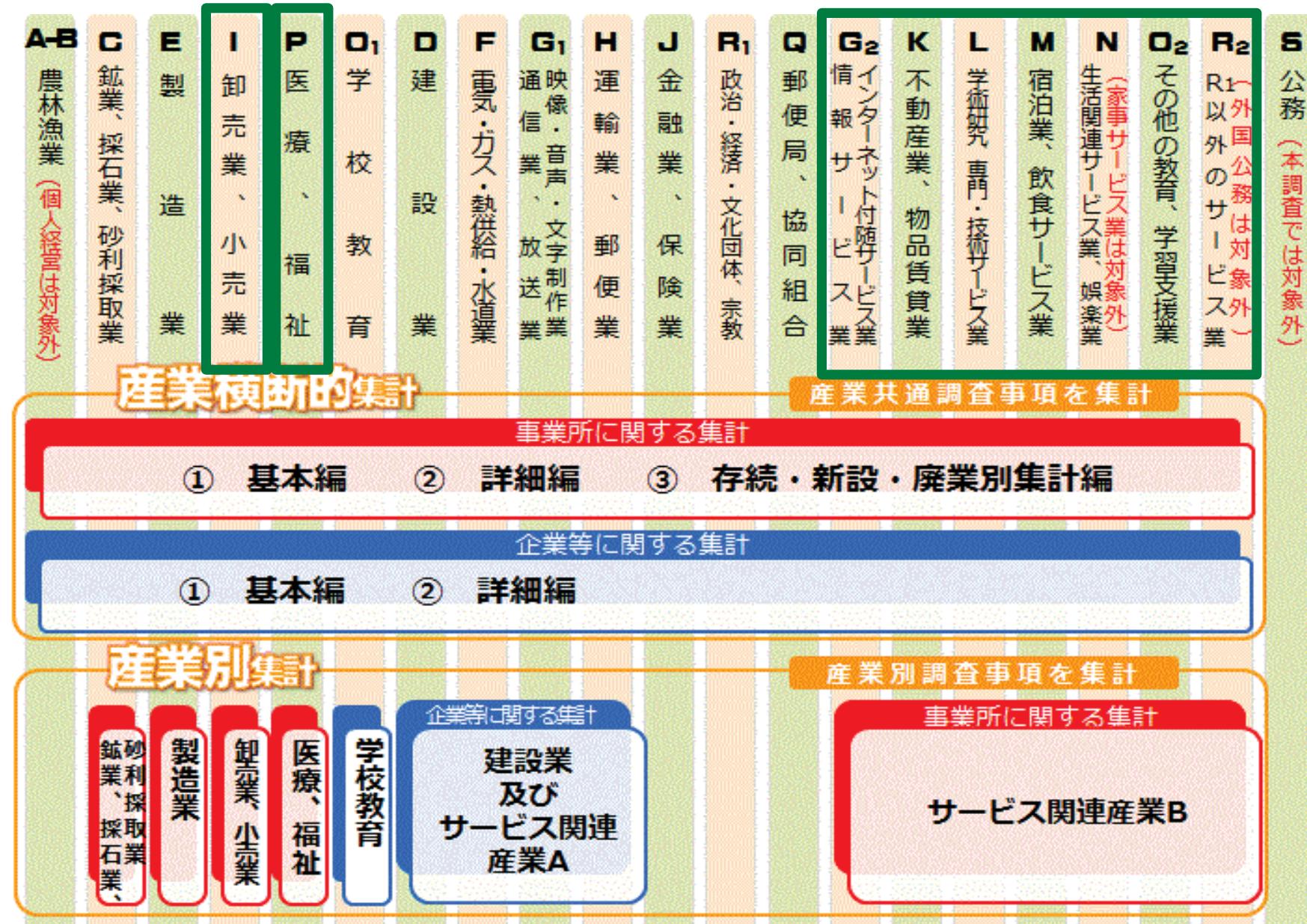
【出典】各都道府県HP等を基に自治税務局作成

## 経済センサス-活動調査（基幹統計調査）の概要

項目	内容
1. 調査機関	総務省・経済産業省
2. 目的	我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的とする。
3. 対象	日本標準産業分類に掲げる産業に属する事業所のうち、農林漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業に属する事業所、外国公務に属する事業所及び国、地方公共団体の事業所等を除く全国全ての民営事業所及び企業（全数調査）
4. 調査事項	<p>【産業共通事項】            名称、所在地、経営組織、従業者数、事業の内容、資本金、決算月、売上（収入）金額、費用、事業別売上高、設備投資額 など</p> <p>【産業特性事項】            製造品出荷額、年間商品販売額、売場面積、特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等 など</p>
5. 周期	5年（直前の同調査を行った年から5年目に当たる年に実施）
6. 直近の公表	平成24年2月1日調査（平成26年2月26日公表）（第1回）
7. 次回調査	平成28年6月1日調査（平成30年3月公表予定）（第2回）
8. 備考	[法的根拠] 基幹統計「経済構造統計」の作成を目的として、統計法に基づく基幹統計調査として実施。

# 経済センサス-活動調査の調査区分

【出典】総務省統計局HP  
を基に自治税務局作成



## (参考)経済センサス-活動調査の沿革

経済センサス-活動調査に統合された既存大規模統計調査

調査を廃止するもの

事業所・企業統計調査

サービス業基本調査

商業統計調査の一部(簡易調査)

本邦鉱業のすう勢調査

活動調査実施年においては実施しないとするもの

工業統計調査

特定サービス産業実態調査

統合

経済センサス活動調査

## 経済センサス-活動調査の活用事例

調査の結果は、次のような各種の行政資料などに広く利用されている。

### 1 各種法令に基づく利用

地方消費税の清算及び市町村への交付の際(※)の算定基準

(※)市町村への交付の際は、経済センサス-基礎調査における「従業者数」を利用

### 2 行政上の施策への利用

経済政策、環境政策、雇用政策、中小企業政策などの各種政策の基礎資料

### 3 地方公共団体における利用

産業振興政策、交通計画策定、経営改善指導などの基礎資料

### 4 経済指標への活用

GDPや各種指数等の基礎資料

### 5 民間企業、各種団体での利用

経営計画、出店計画などの基礎資料

## 商業統計調査（基幹統計調査）の概要

項目	内容
1. 調査機関	経済産業省
2. 目的	商業を営む事業所について、産業別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ること。
3. 対象	<p>【地域】全国</p> <p>【単位】事業所</p> <p>【属性】日本標準産業分類に掲げる「大分類I－卸売業、小売業」に属する全国の事業所。</p> <p>【調査対象数】約141万事業所 平成26年調査結果</p>
4. 調査事項	<p>【卸売業・小売業】 事業所の名称及び電話番号、所在地、経営組織及び資本金額又は出資金額、本店・支店の別及び本店の所在地・電話番号、事業所の開設時期、従業者数等、年間商品販売額等、年間商品販売額の販売方法別割合 【小売業に限っての事項】 年間商品販売額のうち小売販売額の商品販売形態別割合、セルフサービス方式採用の有無、売場面積、営業時間等、来客用駐車場の有無及び収容台数、チェーン組織への加盟の有無 【法人事業所に限っての事項】 年間商品仕入額の仕入先別割合、年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合、企業全体の商業事業所に関する事項、商業事業所数、従業者数、年間商品販売額、年初及び年末商品手持額、年間商品仕入額、電子商取引の有無及び年間商品販売額・年間商品仕入額に占める割合</p>
5. 周期	<p>【調査周期】5年（経済センサス活動調査の2年後）</p> <p>【調査期日】7月1日</p>
6. 公表時期	平成27年12月25日（平成26年7月1日調査）
(参考) 第1回	昭和29年11月（昭和27年9月1日調査）
7. 調査予定	平成31年度より年次調査化を目指して検討
8. 備考	[法的根拠] 統計法による基幹統計「商業統計」の作成を目的として、「商業統計調査規則」に基づいて実施。

## 商業統計調査の活用事例

調査の結果は、次のような各種の行政資料などに広く利用されている。

### 1 法令に基づく活用例

- ・ 地方消費税の都道府県清算の基礎資料 → 小売年間販売額を使用
- ・ 地方交付税額算定の基礎資料 → 小売業に係る年間商品販売額を使用

### 2 経済分析での活用例

- ・ 国民経済計算 → 商業算出額（総マージン額）、商品別販売額、雇用者所得等の推計に利用
- ・ 産業連関表 → 総生産額、商品マージン額、付加価値額等の推計に利用

### 3 行政施策での活用例

- ・ 「中心市街地活性化」施策・基本計画の基礎資料として利用（経済産業省、市町村）
- ・ 中小企業白書の基礎資料として利用（中小企業庁）

### 4 他の統計調査での活用例

- ・ 商業動態統計調査（経済産業省）
- ・ 容器包装利用、製造等実態調査（経済産業省、環境省含み5省）
- ・ 生鮮食料品価格、販売動向調査（農林水産省）

調査対象を選定するための  
母集団情報として利用

## 家計調査（基幹統計調査）の概要

項目	内容
1. 調査機関	総務省
2. 目的	世帯における家計収支の実態を毎月把握し、国の経済政策、社会政策の立案のための基礎資料を得ること。
3. 対象	<p>約9,000世帯          &lt;選定方法&gt;</p> <p>①二人以上の世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 都道府県庁所在市及び政令市については、すべて選定。            その他の市町村については、地理的位置、人口の大きさ、人口増加率、産業特色などを考慮して層化し、各層から1市町村を選定。（全国で168市町村）</li> <li>(2) 各調査市町村ごとに定められた単位区数を無作為に選定。（全国で1,346調査単位区）</li> <li>(3) 各調査単位区から6世帯を無作為抽出し、全国で8,076世帯を選定。</li> </ul> <p>②単身世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 単身世帯については、二人以上の世帯を調査する全国の調査単位区から抽出し、全国で673世帯を選定。</li> <li>(2) 寄宿舎に居住する単身世帯は別に全国で12調査単位区を設定し、全国で72世帯を選定。</li> </ul>
4. 調査事項	<p>[家計簿] 毎日の収入と支出 [年間収入調査票] 過去1年間の収入</p> <p>[貯蓄等調査票] 貯蓄や負債の現在高など [世帯票] 世帯員及び住居に関する事項</p>
5. 周期	毎月（二人以上の世帯は6か月、単身世帯は3か月継続して調査）
6. 公表時期	<p>[家計収支] （二人以上の世帯）調査月の翌月末            （単身世帯・総世帯）四半期ごとの調査最終月の翌々月中旬</p> <p>[貯蓄・負債] 四半期ごとの調査最終月の4か月後</p>
7. 第1回調査	昭和21年7月
8. 備考	[法的根拠] 基幹統計「家計統計」の作成を目的として、統計法に基づく基幹統計調査として実施。

## 全国消費実態調査（基幹統計調査）の概要

項目	内容
1. 調査機関	総務省
2. 目的	国民生活の実態について、全国及び地域別に世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにすること。家計調査からは得られない詳細な結果（世帯属性別、地域別など）を基に家計の実態を種々の角度から分析すること。
3. 対象	<p>約56,000世帯          &lt;選定方法&gt;</p> <p>①二人以上の世帯</p> <p>(1) 市については、平成26年1月1日現在の全ての市（791市。東京都区部は1市とみなす。）とし、町村については、平成26年1月1日現在の929町村から212町村を選定。</p> <p>(2) 調査市町村から、合計4,696調査単位区を選定。</p> <p>(3) 各調査単位区から11世帯を系統抽出し、全国で51,656世帯を選定。</p> <p>②単身世帯</p> <p>(1) 単身世帯については、二人以上の世帯を調査する全国の調査単位区のうちから選定。</p> <p>(2) 各調査単位区から1世帯を抽出し、全国で4,696世帯を選定。</p>
4. 調査事項	[家計簿A] 9～10月の収入と支出（単身世帯は10月のみ） [家計簿B] 11月の収入と支出など [耐久財等調査票] 主要耐久消費財(約30品目)に関する事項 [年収・貯蓄等調査票] 年間収入、貯蓄・借入金残高 [世帯票] 世帯員、住宅・宅地に関する事項
5. 周期	5年
6. 公表時期	調査事項ごとに集計が完了したものから順次公表（翌年7月～翌々年10月）
7. 第1回調査	昭和34年9月～11月
8. 最新調査	平成26年全国消費実態調査（12回目）
9. 備考	[法的根拠] 基幹統計「全国消費実態統計」の作成を目的として、統計法に基づく基幹統計調査として実施。

【出典】総務省広報資料『日本の未来をつくる「統計」』、統計局HPを基に自治税務局作成

## 家計消費状況調査（一般統計調査）の概要

項目	内容
1. 調査機関	総務省
2. 目的	個人消費動向の更なる的確な把握に資するため、購入頻度が少ない高額商品・サービスなどへの消費や、ICT（情報通信技術）関連消費の実態を安定的に捉えること。
3. 対象	<p>30,000世帯          &lt;選定方法&gt;          施設等の世帯を除いた全国の世帯を対象として、層化2段抽出法により選定された二人以上の世帯と単身世帯を調査対象としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査地点の抽出            全国を地方別都市階級別に層化し、合計3,000の調査地点(国勢調査調査区)を抽出する。</li> <li>(2) 調査世帯の抽出            各調査地点から10世帯を選定し、合計約30,000世帯を対象とする。10世帯のうち1世帯を単身世帯とする。</li> </ul>
4. 調査事項	特定の商品・サービス（50品目）への1か月間の購入金額、インターネットを利用した商品・サービス（22品目）の購入金額、電子マネー等の利用状況など
5. 周期	毎月（調査世帯は1年間継続して調査）
6. 公表時期	[支出関連項目] 毎月調査月の翌々月上旬 [ICT関連項目] 四半期ごとに最終調査月の翌々月上旬
7. 第1回調査	平成13年10月
8. 備考	[法的根拠] 統計法に基づく一般統計調査として実施。

## 地方消費税の清算基準に用いている統計について

清算基準に用いている指標	小売年間販売額	サービス業対個人事業収入額	人口	従業者数
統計調査の名称	「商業統計調査」	「経済センサス-活動調査」	「国勢調査」	「経済センサス-基礎調査」
調査実施省庁	経済産業省	総務省・経済産業省	総務省	総務省
調査開始年度	昭和27年度	平成23年度	大正9年度	平成21年度
調査周期	隔年→3年ごと→5年ごと(H9~)→経済センサス-活動調査の2年後(H23~)	5年ごと	5年ごと	5年ごと
調査対象	卸売・小売業の全事業所	全産業の全民営事業所(注)	全世帯	全産業の全事業所(注)
調査方法	全数調査	全数調査	全数調査	全数調査
現在使用中の調査	平成26年商業統計調査	平成24年経済センサス-活動調査	平成27年国勢調査	平成26年経済センサス-基礎調査
内容 (清算基準に関する特徴)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 卸売業者による小売販売額、小売業者による小売販売額のそれぞれを把握可能。</li> <li>○ 清算基準においては、商品販売形態が「通信・カタログ販売」と「インターネット販売」であるものの額を控除して用いている(平成29年度改正)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済センサス-活動調査の創設に伴い、当該調査の中で、サービス業基本調査の必要な調査事項を把握。</li> <li>○ 清算基準においては、サービス関連産業B(※)及び医療・福祉に関する統計を利用 (※)サービス関連産業B ・不動産業 ・宿泊業、飲食サービス業 ・学術研究、専門・技術サービス業 ・生活関連サービス業、娯楽業 等</li> <li>○ 土地売買業、情報通信業等の額を除外して用いている(平成27年度改正)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 10年ごとの大規模調査だけでなく、その中間に行われる簡易調査も清算基準に反映させている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事業所・企業統計調査の後継調査。</li> </ul>

(注) 農業・林業、漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの等を除く。

## 地方税(交付金)・地方譲与税における統計数値の利用の例

税目	法人事業税	自動車取得税	軽油引取税	市町村たばこ税
課税標準及び税率等	○付加価値割 (課税標準) ・付加価値額 (税率) ・1.2%	(課税標準) ・自動車の取得価額 (税率) ・自家用自動車(軽自動車除く) 3% ・営業用自動車及び軽自動車 2%	(課税標準) ・軽油の数量 (税率) ・32,100円/kℓ	(課税標準) ・売渡し等に係る製造たばこの本数 (税率) ・5,262円/1,000本 (旧3級品: 3,355円/1,000本)
	○資本割 (課税標準) ・資本金等の額 (税率) ・0.5% 等			
課税団体	都道府県	都道府県	都道府県	市町村
交付基準、分割基準等	都道府県に納付された法人事業税額の100分の5.4を各市町村の従業者数で按分して交付  (更に指定市には、国・県道管理分として、上乗せ分を交付)	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、10分の7を市町村(特別区を含む)に、市町村道の延長及び面積に按分して交付	指定市を包括する都道府県は、軽油引取税の収率の90%を、その都道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道及び都道府県道の面積等に基づいて按分し、指定市に交付	市町村は、納付された当該年度のたばこ税の額が、当該年度の前々年度の全国のたばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費基礎人口(※)に2を乗じて得た数を全国のたばこ消費基礎人口の合計で除して得た割合を乗じて得た額を超える場合には、超える部分に相当する額を、翌年度、都道府県に対して交付
備考(基準の補正等)	法人事業税の市町村への交付制度については、平成31年10月施行  ※一般国道等の延長の補正においては、人口のみを利用	市町村道の延長及び面積又は、一般国道等の面積の補正において <u>道路の種別</u> 及び <u>人口</u> を利用  ※一般国道等の延長の補正においては、人口のみを利用	一般国道等の面積の補正において <u>一般交通調査に基づく平均交通量</u> を利用	※たばこ消費基礎人口: 当該市町村の <u>20歳以上の人口</u> 及び当該市町村以外に居住する者で <u>従業・通学するもののうち20歳以上のものの人口</u> の合計

譲与税目	地方揮発油譲与税	自動車重量譲与税	地方法人特別譲与税
譲与総額	地方揮発油税収入額の全額	自動車重量税収入額の1/3 (当分の間、1/3→407/1,000に引上げ)	地方法人特別税収入額の全額
課税標準及び税率等	製造場からの移出又は保税地域からの揮発油引取数量  揮発油に係る税 53,800円/kℓ 揮発油税 48,600円/kℓ 地方揮発油税 5,200円/kℓ	自動車検査証を受ける車・車両番号の指定を受ける軽自動車  例) 乗用自動車自家用(3年) 12,300円/自重0.5t	基準法人所得割額 付加価値割額・資本割額及び所得割額によって課税される法人 税率 414.2% 所得割額によって課税される法人 税率 43.2%  基準法人収入割額 収入割額によって課税される法人 税率 43.2%
譲与団体	都道府県・市町村	市町村	都道府県
譲与基準	○都道府県・指定都市 (58/100) 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の延長 1/2 一般国道・高速自動車国道・都道府県道の面積 ○市町村 (42/100) 1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	1/2 市町村道の延長 1/2 市町村道の面積	○都道府県 1/2 : 人口 1/2 : 従業者数 (法33) ※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額(財源超過団体にあっては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額)
譲与基準の補正	人口、道路の種類・形態・幅員による補正 昼間人口の多い地域には別途補正	道路の幅員及び人口により補正 昼間人口の多い団体について別途補正	